

福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

| No | 資料名  | 頁 | 項目            | 内容   | 回答  |
|----|------|---|---------------|--|---|
| 1  | 実施方針 | 2 | I・1・(5)・オ・(ア) | 事業期間にわたる空調整備等の性能の維持における必要となる一切の業務(点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務)と記載がありますが、消耗品交換の基準(運転時間等による)があればご教示ください。   | 本市では、消耗品交換の基準は設けていません。メーカー推奨の消耗品交換時期などを参考に、事業期間にわたって本市の要求水準を満たす性能維持が可能となる基準で、計画してください。  |
| 2  | 実施方針 | 2 | I・1・(5)・カ     | 空調設備等の移設等業務で、新たに設置した空調設備の維持管理業務は本事業に含まないと理解で宜しいでしょうか。  | 事業期間中に、PFI事業者が空調設備等の移設等業務として移設・増設した空調設備の維持管理業務は、本事業に含まれます。ただし、新たに発生する維持管理費については別途協議を行います。   |
| 3  | 実施方針 | 3 | I・1・(8)・ア     | 「整備費用の一部について、起債等による一括支払いを予定しています。」とありますが、事業契約締結から融資実行までが短いため、割賦払い割合を可能な限り早くご教示下さい。   | 入札公告時に入札説明書等で示します。  |
| 4  | 実施方針 | 3 | I・1・(10)      | 設計及び施工期間が平成27年4月～8月の5ヶ月弱と、他の先行事例と比べても短くなっています。議会の議決が得られない場合は事業者の負担となることを前提に、基本協定締結後、設計に係る準備行為(学校との調整を含む)に取り掛かることができるとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 5  | 実施方針 | 5 | II・2          | 入札説明書等に関する質問及び回答の公表が10月中旬、参加表明書及び資格確認書類の受付が10月下旬と短くなっています。質疑内容によっては、回答を見なければ最終的な参加是非の意思決定が出来ないことも想定されるため、質問・回答の公表は出来るだけ早く、参加表明書等の締め切りは出来るだけ遅くして頂きたいと存じます。  | ご意見を参考に、詳細については入札公告時に入札説明書等で示します。   |
| 6  | 実施方針 | 5 | II・2          | スケジュールについてですが、7月25日～8月22日に第1回現地見学会(全校対象)、9月下旬に第2回現地見学会(モデル校2校)となっておりますが、モデル校は空調設備設置済の学校と考えて宜しいでしょうか。また、空調設備設置済の学校の場合、1回目の現地見学会をモデル校とし、2回目を対象校とした方が、対象校を見学した時に設計業務・施工業務共にイメージができると思いますが、ご検討いただけないでしょうか。 | 見学会は実施方針にて公表したとおりの手順で実施します。なお、モデル校とは、本事業において空調整備の対象となる小学校のうち、本事業の提案書の中で、入札参加者から詳細な設計等の提案を求める小学校であり、空調設備は未設置の小学校です。モデル校は、第1回現地見学会(全校対象)時に見学していただけるとともに、入札公告後にモデル校のみを対象とした第2回現地見学会を開催します。 |

福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

| No | 資料名  | 頁  | 項目        | 内容  | 回答   |
|----|------|----|-----------|---|--|
| 7  | 実施方針 | 8  | Ⅱ・3・(7)   | 入札公告時に、予定価格等やVFMが公表されるとの理解でよろしいでしょうか。   | 予定価格は入札公告時に示します。VFMは本事業を特定事業として選定を行う場合に公表します。  |
| 8  | 実施方針 | 9  | Ⅱ・4・(3)   | 学校単位で「空調設備等の施工業務」と「空調設備等の工事監理業務」は同一の者又は資本面若しくは人事面において密接に関連のある者が兼ねることは出来ないとされています。兼業の有無の確認のため、提案段階において、学校単位の施工者と工事監理者を提示させるとの理解でよろしいでしょうか。   | 施工業務、工事監理業務の実施体制については、提案段階で提示を求めることを予定しています。詳細は、入札公告時に入札説明書等で示します。   |
| 9  | 実施方針 | 9  | Ⅱ・4・(3)   | I・1・(5)ア～カに示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、同一事業対象箇所における「空調設備等の施工業務」と「空調設備等の工事監理業務」を同一の者が兼ねてはならない。と記載がありますが、「空調設備等の設計業務」「空調設備等の工事監理業務」は同一対象箇所でも構わないと理解して宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 10 | 実施方針 | 9  | Ⅱ・4・(4)・ウ | 東部・西部のいずれかの「入札参加者」は、他方の入札参加者にはなれないとされています。<br>Ⅱ・4・(1)において「入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業で構成されたグループ」と定義されていますので、東部・西部でグループ構成が異なれば、構成企業・協力企業単位で見た場合、両方に参加することも可能との理解でよろしいでしょうか。<br>また、Ⅱ・5・(2)に列記される「業務」以外を担当する企業についてはいかがでしょうか。 | 「入札参加者」はグループだけでなく、個々の構成企業及び協力企業についても示したものです。そのため、構成企業及び協力企業は、企業単位であっても東部地域、西部地事業両方へ参加することはできません。<br>なお、Ⅱ・5・(2)に列記している業務以外を担当する場合であっても同様です。 |
| 11 | 実施方針 | 9  | Ⅱ・4・(4)・ウ | 構成企業以外の第三者は、東部西部両方の事業に参加する事は可能でしょうか。  | 構成企業及び協力企業以外の第三者は、両方の事業に参加することが可能です。   |
| 12 | 実施方針 | 10 | Ⅱ・5・(2)   | Ⅱ・5・(2)に列記される「空調設備等の設計業務」、「空調設備等の施工業務」、「空調設備等の工事監理業務」、「空調設備等の維持管理業務」以外を担当する者については、Ⅱ・5・(1)の要件を満たせば足りるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 13 | 実施方針 | 11 | Ⅱ・5・(2)・エ | 「空調設備等の維持管理業務」については、資格者名簿への登録は必要ないと理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |

福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

| No | 資料名                            | 頁  | 項目            | 内容  | 回答  |
|----|--------------------------------|----|---------------|---|---|
| 14 | 実施方針                           | 11 | Ⅱ・5・(2)・エ・(ア) | 「選択したエネルギー方式での運用に必要となる資格を持つ者を配置できること。」という点について、配置者にはどのような資格が必要でしょうか。  | 各事業者により提案されたエネルギー方式での運用において、特殊な方式による運用があった場合を想定して規定しているもので、必要となる資格がある場合に、その資格保有者を配置してください。ただし、有資格者の常駐を必要とする空調方式の採用は認めません。 |
| 15 | 実施方針                           | 11 | Ⅱ・5・(2)・エ・(イ) | 「1年以上の空調に関する維持管理実績を有していること。」という点について、協力企業及び構成企業以外の第三者を使用する場合、どちらの要件になるでしょうか。  | 構成企業又は協力企業は、維持管理業務の資格要件を満たすことが必要です。資格要件を満たす企業が第三者を使用する場合、第三者の資格要件は不要です。   |
| 16 | 実施方針                           | 11 | Ⅱ・5・(3)       | 「なお、事業者は、本事業の業務の一部又は全部を第三者に再委託又は請け負わせるにあたり、市内業者の選定に努めること。」とありますが、構成企業及び協力企業以外の第三者に、各業務の全部を再委託又は請負させることは可能と理解して宜しいでしょうか。   | 構成企業及び協力企業以外の第三者に、本事業の各業務の全部を再委託又は請け負わせることはできません。当該箇所は「なお、事業者は、本事業の業務の一部を第三者に再委託又は請け負わせるにあたり、市内業者の選定に努めること。」と修正します。       |
| 17 | 実施方針                           | 12 | Ⅱ・6・(3)       | 入札参加者が1グループであった場合であっても、本入札は成立するとの理解で宜しいでしょうか。   | 入札は成立しますが、落札に至るためには、事業提案内容が別途定める基準を超える評価を得ることが必要です。詳細は、入札公告時に入札説明書等で示します。   |
| 18 | 実施方針<br>添付資料(東部)1<br>リスク分担表(案) | 22 | ※2            | 「その費用は市が負担」とありますが、これは合理的な期日に一括払い又は出来高払いされるとの理解でよろしいでしょうか。また、仮に割賦払いになる場合は、金利、融資契約書等変更、その他金融コスト等の合理的な費用についても、市にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。                              | 具体的な支払方法等については、市と事業者で協議を行い決定します。なお、協議の結果、金融費用も含めて合理的な費用として認めるものについては、市が負担します。   |
| 19 | 実施方針<br>添付資料(東部)1<br>リスク分担表(案) | 23 | ※5            | 「市の職員、児童・生徒、教職員、児童・生徒の保護者等、学校の通常利用者」による破損は、市の責めによる破損とみなすとあります。学校への闖入者等、通常利用者以外による破壊行為等については、警備業務は事業者の業務に含まれないことから、一時的に市が補修費用を立て替え、当該費用を加害者に請求されるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |

福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

| No | 資料名          | 頁  | 項目          | 内容  | 回答   |
|----|--------------|----|-------------|---|--|
| 20 | 要求水準書<br>(案) | 5  | I・9・(3)     | 天井を剥がすような工事において、非飛散性アスベストの取り扱いが必要になるケースは想定されていますでしょうか。  | 教室の天井ボード類には石綿は含まれておりません。廊下についても原則含まれておりませんが、石綿が含まれている天井材が発見された場合は関係法令等を遵守のうえ施工してください。なお詳細については参考図書で示します。 |
| 21 | 要求水準書<br>(案) | 8  | II・1・(7)    | 設計の着手時及び完了時に必要書類・図書等を市に提出し、承認を得ることとなっています。<br>本事業は、設計・施工期間が極めて短いため、対象校ごとに必要な書類・図書等を市に提出し、対象校ごとに承認頂き、承認頂いた対象校ごとに着工が可能にして頂きたいと存じます。                                     | 設計業務、施工業務が円滑に実施されることを目的とし、対象校ごとに必要書類・図書等が提出された場合、市は対象校ごとに承認を行い、承認の得られた対象校から着工することを認めます。                  |
| 22 | 要求水準書<br>(案) | 11 | II・3・(1)    | 高調波対策用アクティブフィルターの設置は必要でしょうか。  | 要求水準書(案)5ページのI・9・(3)に示す参考基準・指針等に基づき判断してください。   |
| 23 | 要求水準書<br>(案) | 11 | II・3・(1)    | 1教室につき空調室内機は何台標準として設置されますか。   | 要求水準書(案)11ページのII・3・(1)に記載のとおり、対象室内の気流や温度分布に配慮した台数を設置してください。  |
| 24 | 要求水準書<br>(案) | 11 | II・3・(1)    | 教室内の空調室内機は、天井カセット型タイプのもので設置されるものとして判断して良いですか。   | 要求水準書(案)11ページのII・3・(1)に記載のとおり、天吊型を原則としているため、これに基づいて判断してください。   |
| 25 | 要求水準書<br>(案) | 14 | II・3・(5)    | 熱負荷計算のうち、外気負荷は換気回数3.2/h以上と記載がありますが、換気設備の整備は含まないものと考えて宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 26 | 要求水準書<br>(案) | 14 | II・3・(5)    | 熱負荷計算条件に夏季相対湿度50%、空調機器能力選定条件とし、夏季の除湿再熱は不要と考えて宜しいでしょうか。  | 夏季相対湿度は、熱負荷計算に必要な条件として示しているものです。ただし、除湿再熱の提案を妨げるものではありません。  |
| 27 | 要求水準書<br>(案) | 15 | III・1・(3)・ア | 主任技術者又は監理技術者を専任で適切に配置する。また、この技術者のもとに学校ごとに必要に応じて補助員(主任技術者)を配置する。と記載がありますが、必要に応じてとは、どのような場合でしょうか。また、下請に支払う金額が2,500万円以下の場合には主任技術者の配置が必要になりませんが、1人で何校まで担当できると考えて宜しいでしょうか。 | 補助員の配置については、施工場所が学校であることに鑑み、安全かつ計画的な現場管理が確実に実行できる体制での提案を求めます。  |

福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

| No | 資料名          | 頁  | 項目       | 内容  | 回答   |
|----|--------------|----|----------|---|--|
| 28 | 要求水準書<br>(案) | 19 | Ⅲ・3・(4)  | 「本事業期間中に対象校敷地内において、各対象校や市が発注する他工事や作業等の発注が想定される。」との記載がありますが、想定される工事内容や作業内容についてご教示頂けますでしょうか。              | 現時点では、大規模改修工事等の想定はしていませんが、緊急修繕工事等、他の工事を発注する場合は想定されます。  |
| 29 | 要求水準書<br>(案) | 21 | Ⅲ・3・(13) | 「工事の実施にあたっては、教室、廊下等の天井ボード類には石綿が含まれているものとみなし、」との記載がありますが、アスベストが含まれている場所に関する書類やデータ情報などをご開示下さい。            | No. 20の回答をご参照ください。なお、飛散性アスベストについては、すでに対策実施済みです。  |
| 30 | 要求水準書<br>(案) | 21 | Ⅲ・3・(13) | アスベストが発見された場合、それにかかる諸費用は、貴市の負担との理解で宜しいでしょうか。  | No. 29の回答をご参照ください。   |
| 31 | 要求水準書<br>(案) | 27 | V・3      | シーズンイン点検の実施期間はいつぐらいを想定していますか。   | 空調運転開始の直前を想定していますが、具体的な実施時期については提案に委ねます。   |
| 32 | 要求水準書<br>(案) | 27 | V・3      | シーズンイン点検の期間中にフィルターの清掃は含まれているのでしょうか。   | 冷房開始時に、フィルターが清掃された状態であることを前提に、清掃時期については提案に委ねます。  |
| 33 | 要求水準書<br>(案) | 27 | V・3      | シーズンイン点検は土・日・祝日等の実施は可能でしょうか。  | 学校との調整により可能です。ただし、事業者が保守のために対象校へ入る際に機械警備の開錠・施錠が発生した場合は、事業者負担となります。(参考:開錠・施錠約6,000円/校)                    |
| 34 | 要求水準書<br>(案) | 27 | V・3      | 「1シーズンごとに対象校のうち、4校における対象室の3割程度の室において機材を用い室内温度及び外気温度等を測定する。」とありますが、これはビル管法でいう空気環境測定を実施するものと受け取ってよろしいですか。 | 室内環境の提供条件を満たしていることを確認するために必要となる測定を行ってください。ただし、それ以上の測定を実施する提案を拒むものではありません。具体的には、外気温度、室内温度のほかに関湿度を想定しています。 |